



Title	研究ノート 政党組織をめぐる理念と現実 -55年体制初期の社会党と組織問題- (2・完)
Author(s)	森本, 哲郎
Citation	関西大学法学論集, 60(4): 19-38
Issue Date	2010-11-26
URL	http://hdl.handle.net/10112/5000
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

〔研究ノート〕

政党組織をめぐる理念と現実

——55年体制初期の社会党と組織問題—— (2・完)

森 本 哲 郎

目 次

- I 「近代的大衆組織政党」理念と社会主義 (社会民主主義) 政党
- II 再統一前後から再統一時における社会党の組織理念
- III 再統一直後 (1950年代後半) の社会党における「組織問題」の強調と「大衆組織政党論」の展開 (以上, 60巻3号)
- IV 「大衆組織政党」理念の部分的受容
- V まとめと展望 (以上, 本号)

IV. 「大衆組織政党」理念の部分的受容

(1) 第16回党大会 (1959年10月) ——「活動家中心の党」としての「大衆組織政党」建設の強調
しかしながら, 9月12日に開会となった第16回党大会 (16日に休会, 10月16日再開) 続開大会の最終日10月17日に採択された機構改革案は原案のままではなかった。これについて、『朝日新聞』は次のように伝えている⁷⁴⁾。「[10月17日に大会の機構改革審議委員会で機構改革案を審議したが] 大会の混乱を恐れた鈴木主流派が積極的に河上派の修正要求に応ずる態度に出たため, 改革の重点とされた諸原則が大幅に後退」した。「修正点の主な内容は, 1. 中央執行委員の人数を10人から15人にふやし, ふやした5人を無任所的な委員とする。/1. 中央執行委員の選挙方法は局長, 委員長を兼ねる10人は原案通りポスト別に選出するが, 無任所的な5人については単記無記名投票で選出する。/1. 「国会議員が無条件で大会の代議員となる制度を廃止する」との原案の規定は, 2年間の準備期間を置いて実施する。などである。」「この日の審議委員会では江田組織委員長ら執行部側が当面の大会対策を理由に地方代議員の強い反対を封じた結果, 大幅修正となった」。

続いて, 大会 (全体会議) においてこの機構改革案修正案を可決。「これに伴う党規

74) 『朝日新聞』1959年10月18日。

約の一部改正を江田組織委員長が提案、これも可決（「満場一致」という議長の声に「反対、反対」のヤジ）……」という顛末であった。

要するに、西尾派の離党（次節参照）に衝撃を受けた鈴木派が河上派の引きとめを最優先させたということである。しかしながら、『朝日新聞』記事が言うほど「大幅に後退」したとは思えない。とくに2年の猶予を置いたとはいえ、国会議員の大会代議員選出制度の廃止を実現したことなど、「活動家中心の党」建設への傾斜という基本構造は維持されたのである。

こうして、上記の修正を除いて原案通り可決された機構改革審議会の最終報告書はかなり長いもので、全4章26項目から構成されていた⁷⁵⁾。以下、重要と思われる部分を中心に引いておく。

「一．審議会の任務と性格

二．審議経過について

三．機構改革の意義

(9) ……この機構改革がとり上げられるには、いくつかの必然的理由があった。

(10) ……現在の社会主義運動は膨大な大衆の手によって支えられ、また支えられなくてはならない。各国の政党が、当初の議員だけの政治クラブから、次第に大衆の参加する政党へ発展してきたように、わが党も旧無産党時代の限られた分野での政治闘争、僅かな組織労働者、少数の党員という時代の組織形態や運営から、完全に脱皮しなければならない。

(11) ……自民党は……業者団体や町内会、婦人会などを、党組織の中に組み入れた独自の選挙組織の編成に成功し、龐大な資金に裏付けされ、急速に党組織を強化し……。／金力と権力を縦横に使う彼らの活動に、最末端の町で村で部落でわれわれが組織的に対決していく力を持たなくては、日本の民主主義は掘り崩されてしまうであろう。特に党は、農地改革後の新しい農村の条件や、独占支配の強化にあえぐ中小企業者、低所得者層、龐大な失業者群などの動向に対応する近代的機能に欠け、これらの諸階層は依然として自民党の支配体制下にあり、その一部は、共産党の影響下におかれ、あるいは政治に対する希望を失って新興宗教に走っている現状については、強く反省しなければならない⁷⁶⁾。

75) 機構改革審議会の最終報告書は『社会党20年史』に全文が収録されている（204-220頁）。

76) ここでの「反省」との関連で言えば、1959年7月17日付け『朝日新聞』記事にノ

(12) 社会党の組織問題は全社会主義運動の課題であるとともに労働組合運動そのものの組織的な課題である。……／わが党が日本社会主義運動の主体として前進してゆくためには、単に地域組織のみでなく職場の中にも確固とした党組織の根をおろす[さなくては]ならない。／日本の労働運動は……今や、攻勢に転じた資本の圧迫のまえに、組織運動は民主化運動進展以来の大きな転換期にさしかかっており、また最近日本共産党は、六全協以後かつての極左冒険主義的偏向を逐次清算せんとし、組織的な混乱から次第に立直る傾向をみせている。一時は職場のなかに全くといってよいほど影をうすめた細胞は、再び重要企業の中に復活し、幾つかの単産では有力な反執行部勢力に成長してきた。／われわれはこれらの事実を重視し、これに対応しうる組織と活動をもつことが必要である」。

明らかに、地域レベルと職場レベルの双方で「できるだけ多くの大衆を組織する必要性」は意識されており、それは自民党と共産党の大衆組織化の進展(その可能性)への対抗という側面を持つことを示している。この面での社会党の立ち遅れが意識されており、改革点が強調される。

〔13〕 組織機構問題はこのような外部的条件だけではなく、党組織内部の矛盾を解決するためにも重要な提案なのである。／第14回大会の組織問題討議は、執行部責任制の欠如、党内派閥の存在、党組織の逆ピラミッド構造、組織の地域的アンバランス、財政の貧困等が、全党の組織的結集をさまたげていることを強く指摘しそして党組織活動が当面している主要な欠陥は、／第1に、全党的に社会主義理論が浅く、このため思想が不統一で、自発的積極的な活動が欠けていること /第2に、議員偏重の考えと行動があり、党の組織活動に熱意がなく、党機関軽視の傾向があること /第3に、大衆団体に対する党の指導性が欠如していること /の3つに

、 「極貧層に積極対策 社党運動方針小委で意見」(見出し) というのがある。7月16日に社会党運動方針小委員会が開催されたが、そこでのおもな意見の一つとして「1. 極貧層対策=党の零細農民、小企業家、極貧労働者、低所得者に対する政策は弱く、失業者問題などはむしろ共産党の影響下におかれているが、これらの指導権を社会党の側に取り返すべきだ。1. 農村政策=党の農村政策は富農中心であり、自民党との区別がつかない。「予約減税を守る」というような方針ばかりでなく、貧農層の要求をも取り上げて、積極的に闘わなくてはならない」。機構改革審議会最終報告の本文でみた個所は、このような議論を反映したものである。後知恵で言えば、この「反省」を実際に少しでも組織活動として具体化していれば、と思ってしまうが。

要約されることを決議した。」

と言いながら、「基本路線」をめぐる党内の激しい対立にも配慮したのであろう、続けて「この3つの欠陥の解決は、機構改革だけでは達成できるものではない」とわざわざ注意を喚起しており、組織問題よりも基本路線問題（とそれと絡む「派閥対立」）に関心が集中する党内事情を思わず示している。

〔14〕 このように、機構改革は党の欠陥克服のために、万能の効果をもつものではなく、明らかに限界がある。党の機構というものは、単に機構として独立して存在するものではなく、それは党の持つ性格、組織を立体的に表現したものであるから、機構改革問題は必然に党の性格論、組織論とも関連するものである。〕

以上のように改革の意義を論じた章に続いて、機構改革の方向が示される。

〔四. 機構改革の重点

〔16〕 ……第14回大会は、その組織活動方針において「……党が平和革命を遂行しようとする以上、次に示すような組織機能を最小限度保持しなくてはならない」として、……党組織建設への6つの目的を明らかにした。／① 日常活動を活発に行える党であること。／② 党は行動的な組織形態であること。／③ 党は党内外に高度な教育訓練機構をもつこと。／④ 大衆的な基盤をもちつつも、積極的な活動分子をもつ党であること。／⑤ 大衆団体に対して政治的指導性をもつ党であること。／⑥ 近代的機構をもつ党であること。／党組織が持つべきこの6つの機能を要約すれば、……組織の大衆的性格と同時に、社会主義政党としての確固たる階級的指導性をいかにして併せ持つべきかという課題になる。〕（下線部強調は引用者）

④で明記され、末尾でも繰り返されているように、「できるだけ多くの党員を組織する」という要素と「活動家を重視する」という要素を包摂した、「大衆組織政党」理念を前提とした内容なのである。前章で見たように諮問委員会の第1次答申案に比べれば、「活動家を重視する党」という要素へ大きく傾斜した改革になったとはいえ、前者の「できるだけ多くの党員を組織する」という要素も消えたわけではないのである。そして(17)(18)(19)項でそのための基本構想が提示される。

改革の柱のひとつは「オルグ制度」の確立であった。「活動家中心の党」の実質を構成するのが「オルグ制度」なのである⁷⁷⁾。「指導体制強化のために」と題された第(17)項

77) 「オルグ制度」そのものは第Ⅱ章本文でも述べたように再統一時から置かれてノ

の(B)は次のように述べる。

「(B) ……最末端の支部および分会に、1名以上の割合で支部オルグをおき、これが地区オルグ、地方オルグ、中央オルグと体系的につながり、それぞれに明確に規約上の任務、権限も与え、一本化したオルグ制度のもとに組織的な訓練と配置を行うこととした。／従来確立されていなかった書記制度についても、各級オルグの資格で党機関の事務処理のために内勤を命ぜられたものは書記と呼称することとした。なお専門分野を担当する職能オルグについては主として大衆団体黨員の中から、それぞれの機関が任用し得ることとし、オルグ制度を整備した。／オルグ制度は、すべてのオルグがそれぞれの党学校で訓練され、その身分や生活が保証され、しかも中央、地方、相互間の人事交流などが行われるまでに段階を追わなければならない。この制度を確立することこそ、わが党の組織指導性を強めるための、最も重要な長期的対策であり、機構改革討議の一つの重点であった。／一貫したオルグ制度の確立によって、党活動を熱心に担当する活動家は尊重され、指導力を与えられるような党風が確立されるようにした」⁷⁸⁾。

いたが、党内政治過程における組織問題の争点化とともに、1958年2月の第14回党大会で、より体系化された制度構想が提起され、設置が決定された。当時の『朝日新聞』解説記事によれば「これは、党内の数少ない活動分子を推進力として、下から党の改革を推し進めようとしたもので、組織の体系としては、党本部の直接の指導下に全国的な規模で活動する「中央オルグ」と、各県連で働く「地方オルグ」を置き、この下に郡市単位に活動する「地区オルグ」、第一線の支部で働く「組織連絡者」を配置して、それぞれの段階で組織の強化と、大衆闘争の組織化のために奮闘するという計画である」(『朝日新聞』1959年7月10日)。

しかしながら、実際の運用は休眠状態だったようだ(主な理由は財政難)。同記事は続けて言う。「党本部は[第14回]大会後この新構想を具体化し、中央オルグは8人、地方オルグは各県平均5人をそれぞれ任命、地方オルグの活動費としてくるしい党財政から毎月20万円をひねり出して各県連に配分している。しかし、党の行き詰まりは、もうこの程度の思いつきではどうにもならないところまで進行しているようだ。第1に、中央オルグは党本部の財政難で長期の地方出張ができず、地方オルグは党本部からわずかな補助金をもらっても、県連の財政にゆとりがないので県内視察さえ満足にできない始末。このため地区オルグや組織連絡者などは、大部分がただ名目だけの“活動家”となって活動を停止してしまった」(『朝日新聞』1959年7月10日)。

78) オルグ制度のその後の運用について、『松井回顧録』は言う。「オルグ制度の問題については、イギリス労働党のオルガナイザー、オーストリア社会党の信託者、ノ

第17項の(C)では、院内活動と院外活動の人的配置の適正化（同一議員が双方の指導的地位を兼ねない—それまでの党内論議の文脈で言えば「政務と党務の分離」である）、政策立案活動の強化を述べ、(D)は「民主集中制の組織原則」の「党組織の実態に見合った」適用を強調する。(E)では党の「大衆団体に対する確固たる指導性」の必要を指摘しつつ、それが「かつての共産党のフラクション支配という非民主的な大衆団体支配ではなく、公開的、民主的原则にたつて」のものでなければならないことを強調する。なお、(A)では中央執行委員の定数大幅削減と本部機構の簡素化を提起し、また中執委の選挙方法の改革（ポスト別単記投票）を提起している。

続く第18項では、多数の党員の獲得・組織化を謳った(A)、国会議員の自動的な党大会代議員選出制の廃止（議員中心の党から活動家中心の党へ）を提起した(B)、支持団体からの財政的寄与の拡大（支持費の引上げ）と支持団体内の多数の党員の獲得を提起した(C)、青年の組織化を謳った(D)、「婦人対策」を扱った(E)が置かれている。

〔18〕 党組織の大衆化をはかるために

(A) 大衆のエネルギーのあるところに、党の組織が下りていって根をはやすことは、党組織の大衆化にとって大切なことである。……〔従来の〕欠陥を是正するために、地域支部は可能な限り細分化する考えをとって、大都市の支部は、当面分会を設け活動の単位を一段小さくし、さらに班活動を強化し、大衆の生活との密着をはかった。／……職場においては、職場班、職場支部など、その職場の条件に適する組織形態で労働者を職場で大量にとらえて、党組織の大衆化をはかるようにした。／労働者を積極的に職場で組織しようとすることは、決して地域支部活動を軽視するのではなく、……職場支部には議員の公認権をもたせない。

(B) 現在の議員偏重の克服は党の大衆化を実現するための軸である。かつての経験ある社会運動家は殆んど議員になってしまった反面、新しい中堅幹部の養成に欠け、党を議員中心の組織にしている。このことは弱体な党組織を生む原

、西ドイツ社会民主党の組織者に該当するものであるから、本当なら中央党学校で2年間位の訓練を受けたものを配置すべきが適当であり、相当の権限をもつ性質のものであるが、日本の党の現状からは地方オルグは党学校を卒業したものという資格条件を附した程度以外止むを得なかった。従って各県に配置されたオルグは、オルガナイザーとしての役割を果たし得ないものすらいるのが〔1971年頃までの〕現状である。ヨーロッパ各国社会主義政党のオルグのような状態でないのが現実だ。』（松井政吉『戦後日本社会党私記』、100-101頁）

因になった。この状態は議員と党組織のアンバランスを生み、社会主義政党としての致命的な欠陥となっている。党組織が多く の 党員によって支えられるためには、議員中心の党から「一般党員の手による党」になって、はじめて全党員が自分自身の党だという情熱をもち、日常活動が活発化し、積極的入党意欲がわいて、党組織が大衆化される。／従って党大会の構成で、国会議員が自動的に代議員になれるという党員平等の原則を侵す今の制度を廃止し、党員の資格において、地方組織から選ばれることとした。

- (C) 労働組合の支持団体制度は、……すでに90万に達し、まだ増加の傾向にある。この支持団体の支持費を1人1円に値上げし、さらに支持団体内部に党の基本組織をつくって、団体構成員の大量入党を促進し、労働組合に対する組織拡大のテコとする。／労働団体以外の社会主義研究団体や、各種の職能団体に対しても、……支持団体制度をつくり、その代表は党大会の代議員権を与えられるようにして……。
- (D) 党が革命の党であるためには、広範な青年層の中に、確固とした党の影響力を浸透することが必要である。……まず20歳前後の広範な青年婦人層を結集し、党の外かくなな社会主義青年団体の結成を進め、これを指導育成する⁷⁹⁾。

79) これに関連して、青年組織をめぐる『松井回顧録』の記述は興味深い。「社会主義青年同盟の問題については私が提案したときには党内各機関から相当強い批判を受けた。／私は当時青年部に結集した諸君は、そのあり余る情熱とエネルギーのほけ口をややもすれば反幹部運動に求めたり、党の青年部ということでは党内にとどまってその力を党外に、また広く党員外の青年諸君とも活動する方法がないこと、またヨーロッパの過去の歴史のなかで共産青年同盟が果たした国際共産党活動に役立った事実等を考えたのであるが、党のある幹部は、現在の青年部でさえ反幹部運動が盛んなのに、独自の青年同盟をつくったら党との間に大変な問題を起こすと行って反対した。この問題を提起してから、正式に機構改革の一項としてとりあげられるまでに党内論争の克服に2年を費やした。私が残念でならないのは独自の青年団体となれば青年らしく遊びの行事も女子でもまじえて、党活動という以外に青年の情熱が、活動舞台を広げるのであるから学習の方法も広く考えられるし、青年期の活動能力も党とつながりながら、独自に青年らしい純真さの集団が生れる、そのためには団体の名称もやわらかい方がいいと思って当初、民主青年同盟という名称で提案したのであったが、党内でもたもたしている間に、共産党の方が一足先きに民主青年同盟で発足してしまった。そこで社会党の方は社会主義青年同盟となったのである。私が残念がるのは名称も民青を共産党にしてやられたということだけではない。2年も、もたもたしていたことが残念だったというのである。社会党ノ

……現在の青年部の年齢構成の最も多いのは27、8歳であり、この層は党の第一線活動家として積極的な役割を果たすべきである。従って青年団体の結成と見合せて、青年部は対策部に移行する。／学生対策としても、この青年同盟に組織化するが、これとともに学校単位に党の支部や班などの基本組織ができるようにする。

- (E) ……全国大会代議員の選出について、婦人に対して特別の取扱いをし、また中央、地方のオルグに婦人を任用し、……婦人対策委員会を設け、中央執行委員としての婦人対策委員長を置くこととした。』

第4章の最後、第19項では、(A)で財政問題（党費制度など）、(B)で党学校とオルグ教育の問題、(C)で機関紙問題を扱う。

〔19〕大衆性と指導性の両者に関連して財政、学習、宣伝の強化問題がとらえられた。……これを欠いてはオルグ制度の確立を軸とする各機関執行力の強化も、全党の活発な日常闘争の展開もありえず、機構改革と表裏一体をなすものである。

- (A) 財政対策については、段階別党費制度の確立、支持団体費の値上げ、財政カンパ活動、事業活動の積極化等によって収入の増加をはかるとともに、これのできるだけ地方組織に還元し、その財政力を強めることとした。……
- (B) 学習については、中央党学校を建設し、学習センターとしての機能をもたせたり、各地方党学校と中央と段階的に結び合せ、各級オルグは、所定の学習をうけた者の中から選任されるように、逐年計画をたてなければならない。
- (C) ……従来の党の宣伝活動は、全く近代性を欠いており、完全に立ち遅れていた。これを全面的に刷新することが必要である。とくに機関紙については、有料配布制度に切り替え、日刊を目指して、発行回数をふやし、且つ有効な政治活動指針を与えるため、その編集、経営の陣容を強化しなければならない。』

このように方針を提示した後、最後に、「縁の下の力持ち」的な（ある意味で「技術的な」、したがって政治活動に必須の）活動が社会党において軽視されていたことを反省するのである。

「『財政』と『学習』と『宣伝』は、従来の党活動において、誰もが重視するとい

ゝが社青同を発足せしめたときには、すでに各職場に民青の根城ができていた。その当時の党活動にとっては青年問題と青年組織は重要な段階であった」。 (松井政吉『戦後日本社会党私記』、101-102頁)

いながら、実際には軽く取り扱われてきた。こうした過去の誤謬を、この際強く反省し、この問題と正面から取り組むことが、機構改革の効果をあげるためには絶対に必要である。」

以上の基本原則に基づき、「五. 具体的な改革点」において、規約改正に係わる具体的な改革事項（大会代議員の具体的選出基準、役職の選出方法、党員の権利義務、オルグの任務、選抜方法等々）を列挙して、長文の報告書を閉じる。

結局、機構改革審議会の最終報告書は、「大量の党員を組織する」という面に一応の目配りをしつつも、それ以上に「活動家中心の党づくり」を強調したものであり、これが第16回党大会で採択されたのである。部分的には「大衆組織政党」建設への方向と言えるが、向坂的な「革命的前衛政党」理念とも差し当たっては対立しない内容であった。

さて、「活動家中心の党づくり」を強調したこの改革案において、「オルグ制度」と並び、それを実質化するためのもうひとつの柱となったのが、報告書第18項(B)で提起された「国会議員の自動的な大会代議員選出制度の廃止」だった。

上に述べたように、第16回大会で、部分的に修正されはしたが大筋において機構改革審議会最終報告書の提起した機構改革案が可決され、それを受けて党規約の一部が改正された。大会代議員の選出については、1955年10月の統一大会（第12回大会）で採択された党規約「第3章 中央機関 第1節 大会 第13条」において⁸⁰⁾、

「大会の代議員は支部連合会より選ぶ。国会議員団、支持団体は中央執行委員会の承認をえて代議員を選ぶことができる。特別の事情があるときは中央執行委員会の承認をえて支部から選ぶことができる。選出比率は別に定める。」

とあったのが、59年10月の第16回大会で改正された党規約では次のように規定されていた⁸¹⁾。

「第4章 本部機関 第1節 全国大会 第31条 全国大会は……代議員は支部連合会より選ぶ。……代議員の選出基準を次のようにする。

- 1、支部連合会を代表するもの。
- 1、党員数に比例して中央執行委員会が決め、支部連合会に割当てる。
- 1、前項の比率党員数の4分の1以上の婦人党員数に対し、1名の割合で連合会単

80) この規約は『社会党40年史』、314-319頁に全文収録。

81) 改正された規約は『社会党15年史』（下）、58-64頁（年表・資料編）に全文収録。

位に割当てる。

1、代議員総数の10%以内を支持団体に割当てる。

但し、当分の間、国会議員団は中央執行委員会の承認をえて代議員を選ぶことができる。

代議員でない国会議員および知事、5大市長は出席して発言できる。

本部役員で、代議員を兼ねたものは票決権のみを有する。」

なお、すでに述べた執行部による機構改革原案の修正を反映して、「第11章 附則第90条 本規約は第16回大会から施行する。」の後に「但し、第31条の国会議員の代議員権については、大会後2年を原則とする。」とされていた。

一見したところ、旧規約でも新規約でも「国会議員は自動的に大会代議員になれる」とか「自動的にはなれない」などという文字通りの表現が採られているわけではないが、含意はそういうことなのである。

升味準之輔も貴島正道（当時社会党本部書記）の回顧録を引きつつ言うように、この機構改革において、党組織委員長としてリーダーシップを取ったのが江田一郎である⁸²⁾。

貴島は言う。「機構改革は江田と加藤〔宣幸〕の合作だったといっぴよい。……大会直属の機構改革特別委員会〔審議会〕が設置され、江田が中執を代表して主宰し、加藤がその下で企画推進役となった」。「当時、江田は左社時代の『社会タイムス』の仕事を終え、統一社会党の農民部長を経て、組織委員長の地位にいた。江田は『社会タイムス』時代にその経営で苦勞し、農民部長時代には……農業近代化を模索し、こんどは党組織の近代化に意欲を燃やしていた。こうした江田の行動は、党大会におけるたびたびの名演説とともにその実行力と近代的センスの点でも、しだいに活動家層の囑望をにない始めていた。そして江田の主宰する機構改革の目玉が活動家中心の党を作ることにおかれたことによって、その信頼を一層高めることになった」。「当時、活動家の間では「議員は多年の組合運動にたいする報償として国会議員に出世し、彼自身にとってはすでに“革命は終わった”のだ」と、議員のサラリーマン化を揶揄する言葉がはやっていたのを記憶している」⁸³⁾。

82) 升味準之輔『現代政治』(下)、517頁。

83) 貴島正道『構造改革派』、24-25頁。同様に、加藤宣幸自身も回顧する。「機構改革」とは、戦前から農民運動、戦後の社会党活動の体験、特に「社会タイムス

その結果、中北浩爾や木下真志の諸研究が強調するように⁸⁴⁾、この機構改革問題を契機に江田のもとに党本部書記や若手活動家を主体とするグループが形成された。江田の下に結集した(あるいは江田を担いだ)本部書記や活動家たちが「構造改革論」に強く引かれていたことの結果、形成されつつあった江田グループは「構造改革派」となり⁸⁵⁾、60年以降、党内政治過程の中心的アクターとなって、社会党の党内政治過程は大きく再編成されて行くのである。

ただし、のちに江田自身が、この規約改正がもたらす結果について見通しを誤ったことを次のように述べることとなったのだが。

「ス」の専務として苦闘された歴史が、江田さんの心の中に党組織活動近代化へのビジョンを次第に醸成させていて、その江田さんの考え方が、議員派閥が支配する各地の党組織で、シコシコと党活動を支えていた活動家層のエネルギーに点火し、党改革のシンボルとして噴出したものと考えられることができます。「僕が証言したいのは、……江田さんと僕らが新しい型の党組織構想を抱いていたのだということです。それは広大な国民的基盤の上に階級的なスジの通った党組織をつくりたいという願望を秘めて、……新しい組織論への模索が、「機構改革」という形をとってアプローチされていたわけです」(加藤宣幸「『機構改革』の時代」『江田三郎』刊行会編『江田三郎——そのロマンと追想』、292頁)。

84) 中北浩爾「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大」、96頁。木下真志『転換期の戦後政治と政治学』、96頁。

85) 貴島は言う。「機構改革論議を通じて、加藤〔宣幸〕をはじめ私たちと接触の機会が多くなり、江田の頭の中に構革論がしだいにしみ込んでいくのはごく自然だった。また江田にはそれを受け入れる素地が十分にあった」。(貴島『構造改革派』、26-27頁。升味『現代政治』(下)、518頁も参照。)また、同じく当時社会党本部書記だった船橋成幸の回顧も言う。「銀座8丁目の裏通りに、たしか「銀龍」という名の小さな中華料理店があった。その二階座敷が、1959年のある日、私たち構造改革を掲げる活動家グループと、江田三郎が初めて同志の盟約を結んだ場所である。……／構造改革の課題に対する社会党内の取り組みは、加藤宣幸、貴島正道、森永栄悦ら本部書記たちのほか若干の地方活動家を加えたささやかな勉強会として発足。労農党から移籍した中原博次と私もそこに加わっていた。そのうち、勉強だけでは物足りない。構造改革理論を政治の場で実践化するには議員政治家を代表に据える必要があるという話になり、中堅幹部として頭角を現わしていた江田三郎(当時、組織局長)の擁立が決まった。／ただし、構造改革はもともと活動家主体の運動であるから、擁立に当たっては、江田に運動の主旨を遵守する旨の誓約を求めるべきだとの意見でまとまり、私とその文案を起草した。詳しくは忘れたが、構革理論の研鑽に努めることや活動家の意見を尊重することなど何項目かの末尾に、森永の強い主張で「万一、貴殿が以上の各項に違背することあらば、われらは弊履の如くノ

「もう1つ、実現して、あとでなやまされたのが国会議員の代議員権問題である。当時社会党は上昇過程にあった。全国大会が最高決議機関としての機能を果すためには、代議員は550人程度が限度であり、国会議員がふえてゆくと代議員の過半数をこえることになり、地方議員や一般活動家の発言がおさえられてしまう。この弊をさけるために、国会議員は自動的に代議員になる制度を改め、国会議員も一般党員も同等の資格条件にたつて、代議員として選出されなければならぬ、ということにしたのである。反対があったが、[組織]委員長として押し切った。これにあとでなやまされることになったのである」。

「当時私は、議員の大部分は、当然代議員にえらばれてくると思った。また、こうしてこそ、議員が下部組織に責任をもつ活動を展開せざるをえなくなり、党の健全な発展があると思った。ところが、実施してみると、議員は出てこない。選挙のとき支えてくれる若い党員が、代議員になりたいということわって、かれらのきげんを悪くしたくはないのである。若い党員が多少軌道外れをやっても、大勢には影響ない、大目みでやれ、と言っている間に、今日の事態に立ち至ってしまった。もとのように国会議員は自動的に代議員になるように変えろ、という主張が議員の間にたかまってきたが、規約の改正は3分の2の賛成が必要条件であり、いまさら、そのことは不可能だということになった。私の見とおしの甘さである」。

「同時に言いたいことは、議員がなぜ積極的に代議員に出てこないのかということだ。その肚をきめれば、選ばれないことはあるまい。議員というものが、議員でありさえすればよい、歳費を受け取る身分を失いたくないという、安易なサラリーマン根性におちこんではいないだろうか、問いたいものがある」⁸⁶⁾。

また別のところでも江田は言う。

「社会党には2つの顔がある。選挙にあたって議員が国民に示す「もの分けりのよ

く貴殿を見捨てるであろう」と書き込んだことを憶えている。／その日、江田三郎がやってきて、磊落・鷹揚な態度で、集まっていた十数人の活動家仲間としばし雑談のあと、私がやおろ巻紙を取り出し、「これから、あなたに求める誓約事項を読み上げます」と言った途端、江田は座っていた座布団を横へ外して畳にきちんと正座した。声高に朗読して終わると、「かしこまりました」と両手をついたのである。／私たちにとって、いつまでも忘れられない感動の瞬間であった」（船橋成幸『証言』戦後半世紀の政治過程』、51頁）。

86) 江田三郎『新しい政治をめざして』、8-9頁。

い」顔と、党大会にあらわれる、硬直した理論をおしとおす教条主義の顔 [ここでは社会主義協会派が念頭に置かれている] である。「もの分かりのよい」国会議員は、大会代議員の1割にも足りない。多くの議員は、大会のために「また支持率が低下する」と、心中不満やるかたないものがあるのだが、教条主義の徒をおさえて、自分が代議員になろうというファイトはない。この連中を敵に回しては、選挙のときの手足がなくなる、と恐れるのである。地方議員は代議員の2割程度を占めるが、イデオロギー論争に首をつっこむことから逃げて、政策勉強に熱心にとりくむ。だから大会の運動方針分科会と政策分科会とは、これが同じ党かと疑うほど空気がちがうのだが、政策でなにかまろうが、根幹になるのは運動方針であり、ここで決定した党の路線が、政策の実践を左右するのである。

「大会は最高の意志決定機関であり、選任された執行部はこの決定を忠実に実施にうつさなければならず、従わないものには規制を加える。機関決定を尊重せよとかぶせられると、正面切った抵抗はできない。耐えられぬ者は党を去ってゆく。社会党の長期低落が始まってからのこの10年あまりの間、入党者もあったが、ほぼ同数の離党者がつづいた。つまり、「良識派」が去って、協会よりの若者が入ってきたのであり、党内での協会派の比重が年とともに加重されてきた。こんどの大会 [1977年2月大会] を契機にして、「良識派」はがっくりし、協会派は勝ちほこり、従来以上に大幅な離党、入党がおき、党の性格は質的に変わってくるのであろう」⁸⁷⁾。

要するに、中北浩爾の研究が強調するように「国会議員の自動的大会代議員権の廃止 [の結果] ……次第に大会代議員に占める活動家の比重が高まっていった……。[そして] 党員資格の緩和などの党組織の大衆化を伴わなかったことは、活動家の政治状況の変化への不感応やイデオロギー重視の傾向を助長し、さらに、凝集力を持つ少数集団による党の掌握を可能にした。社会党は左傾化の契機を強めたのである」⁸⁸⁾。

本稿の範囲外となるが、60年代半ば以降、社会主義協会系の活動家など再編成された「左派」系活動家を掌握した派閥が党内政治過程で支配力を強め、社会党の「左傾化」を促進した。この左派の標的となり党内で追い詰められていったのが、60年以降 (西尾派離党以降) の新たな党内派閥配置の中で次第に「右派」と位置づけられるようになって

87) 江田『新しい政治をめざして』、3-4頁。(升味『現代政治』(下)、551-553頁も参照。)

88) 中北浩爾「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大」、95-96頁。木下真志『転換期の戦後政治と政治学』、95頁も、中北の所論を援用する。

た「江田派」である。この結果、「後年、江田派議員団によって、これ〔国会議員の自動的大会代議員権廃止〕の修正が強く主張される」⁸⁹⁾という事態が招来するのだが⁹⁰⁾,

89) 加藤 「機構改革」の時代, 292頁。

90) 後の話になるが、江田の単独離党（1977年3月）と直後の急逝（5月）によって社会党が動揺する中、同年12月に開かれた第41回党大会（統開大会）で代議員資格に関する規約の再改訂が全会一致（拍手による）で採択される。これにより、「国会議員全員、党員知事、および政令指定都市党員市長に対し全代議員の3分の1を基準として、全国大会の代議員資格を与える」となった（『社会党50年史』, 809頁）。もちろん大会代議員選出に関する規約再改訂はこの「正史」がざらりと描くような過程だったわけではない。執行部提出の議案「党規約改正に関する件（案）」は「三、国会議員等の全国大会代議員資格付与に関する党規約改正／本年9月の第41回定期全国大会の決議に基づき、党規約第39条をつぎのように改正し、本大会終了後、発効させる。／○現行規約に「一、全国国会議員、党員知事および政令指定都市党員市長の代議員」第3号として追加挿入し、同時に「但し、第3号による代議員は、代議員総数の3分の1を基準とする」の但し書きを挿入する。／また、この際、現行規約第39条の誤った記述を改め、不正確な表現を正確な表現になおし、全体的に文章の配列を整備する。」というものであったが、この議案を公表した党機関紙『社会新報』（1977年12月13日）は提案の紆余曲折を次のように説明している。「社会党は9日の緊急中央執行委員会で、①委員長“公選” ②国会議員などの大会代議員権——などについて党改革委・運営機構小委員会（委員長＝石橋書記長）がまとめた規約改正案を承認した。これは13日に行なわれる統開大会に提案される。……国会議員などへの全国大会代議員資格付与のための規約改正は、9月党大会の決議に基づくもので、同小委の11月25日までの作業では「3分の1基準」の規約成文化で小委員の意見がまとまらず、いったん1日の党改革委へそのまま報告されたが、そこで検討したうえ、改めて同小委へ委任された。6日の同小委で改めて検討されたが、やはり小委員の意見がまとまらず、結局、石橋小委員長のとりまとめという形で「“3分の1基準”は、そのまま規約改正案に盛り込み、同時にその解釈については、①“3分の1基準”とは“3分の1以内” ②国会議員総数が著しく変動した場合は、この限りではない ③代議員構成の基本は県本部割当の代議員——の3点にわたる執行部統一見解（有権的解釈）を添える」ことになった」。（*ここで言う「9月党大会決議」とは、9月26日の第41回大会で採択された次の決議を指す。「国会議員等の全国大会代議員資格付与に関する決議 国会議員全員、党員知事、および政令指定都市党員市長に対し、全代議員の3分の1を基準として、全国大会の代議員資格を与える。／このため、統開大会において党規約の改正を行なう。」『社会新報』1977年9月30日付）

実際、大会本会議で14人の代議員がこの議案について発言したが、賛成の発言は2人で、12人は明確にあるいは婉曲に反対を表明した（もちろん執行部案への賛成者よりも反対者の方がより活発に発言するのは一般的だが）。反対意見の強さにノ

この制度はすでに述べたようにもともと江田が積極的に提唱したものであった。繰り返しになるが、機構改革論争を通して、「江田一党本部書記—地方活動家という、江田派の原型が形成され、活動家層が中心を担っていた60年代前半の江田派は、機構改革によって活動家層の発言力が強まったことを背景として、社会党の指導的勢力となっていく」⁹¹⁾にもかかわらず、60年代半ば以降、江田派は「暗転」を迎えるのである。この問題を組織分析の面からどう説明するか、別稿に譲らざるを得ない。

(2) 「再建論争」——59年後半期の社会党における主要争点からの「組織問題」の後退

すでに述べたように、再統一後最初の衆議院総選挙(1958年5月)は「敗北」と総括され、その原因を求めて「再建論争」の前史のようなものが展開された。パターンは後の左右対立と同じであり、「社会主義革命=原則主義」と「政権獲得=現実主義」の対立である。前者を代表する最左派の向坂逸郎・社会主義協会代表は社会党綱領の不明確さ(右社との妥協)に敗因を求め、社会主義革命政党としての理論的純化を求めたのに対して、右派を代表する西尾末広は社会党が「国民党」としての性格を失ったことに敗因を求めた⁹²⁾。

続く1959年4月の統一地方選挙での不振が続いて、6月の参議院選挙で社会党は明らかに敗北を蒙り(前回49議席、今回38議席)、いわゆる「再建論争」が発生する。6月中執での執行部(左派・鈴木派主流)の自己批判に対して「席上、もっとも強行な批判を展開したのは西尾派」だった⁹³⁾。西尾派が「党大会において明らかにすべき問題点」として挙げたことの基本は「1. 党の基本性格」に表れている。「(1) 民主主義と議会主義への徹底 (2) 国民大衆の政党への成長 (3) 共産党との対決」ということであった⁹⁴⁾。左派の「社会主義革命=原則主義」との対決姿勢である⁹⁵⁾。

〳〵配慮して、「……これらのことをふまえて、新執行部においては、改正規約の実施にあたって弾力的運用を図るよう要望することを満場一致で決定いたしました」という大会運営委員会確認が本会議で報告承認されているほどである。(『社会新報』1977年12月16日)

91) 中北浩爾「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大」、96頁。

92) この間の経緯について、升味『現代政治』(下)、508頁以下が簡潔。

93) 『社会党15年史』(下)、46頁(記事編)。

94) 高橋勉『資料・社会党河上派の軌跡』、61頁以下。

95) 組織のあり方に関する西尾派の構想は、「国民の日常活動と密着した党活動への発展」とか「党の日常活動の強化」「執行部の指導力の強化と責任体制の確立」という提言からも伺えるように(高橋、同前61頁以下)、基本的に「大衆組織政党」ノ

このような西尾派の攻勢に対して、左派諸派は反撃に出、1959年9月の第16回党大会前日に開かれた青年部大会において圧倒的多数で西尾除名決議案が採択された（98対21）。この延長上に10月の統開大会初日に西尾の統制委員会付託が承認され（344対237）、最終的に譴責処分が大会で決定された。西尾派は直ちに離党、翌年1月に民主社会党を結成する⁹⁶⁾。

機構改革審議会の最終報告書が十分に審議されるはずの第16回大会を支配した争点は圧倒的に「西尾問題」となったのである。正確に言えば、機構改革問題は、再統一の際に焦点となった基本的論点（党の基本性格＝「階級政党」対「国民政党」、原理的問題＝社会主義革命「原則主義」対「現実主義」）をめぐる「根本的対立」、それと不可分の「派閥対立」を再燃させ、この対立を煽る材料になったのである。この構図を同時代に刊行された初めての公式党史（『15年史』）は簡潔にかつ公平に説明している。

「しかし、もつと本質的な問題として、党の根本的な性格や綱領の問題にまでさかのぼつて社会党の進路を検討すべきであるとする議論もでた。その1つは、党内の最右翼的存在である西尾の発言である。西尾は「月刊社会党」の9月号に、「党の主体性確立は執行部から」と題する論文を寄せ、社会党を国民政党化する立場から「総評の圧力に対する党執行部の主体性」を確立すべきことを要求した。／これに対し、左翼的立場では向坂の発言が目立っていた。向坂も、西尾と同じように「月刊社会党」の9月号に「何からはじめるか」という論文を掲載、次のように主張した。／「魅力のある社会主義政党となるためには、社会党が的確に、革命政党の性格を綱領によつて示すとともに、これにしたがつて日常活動を強力に遂行し得なければならぬ。これが、われわれの機構の基本的性質である」／ここに示される向坂の論文は、党の綱領を、まず革命的な方向へ改めることによつて、はじめて社会党の機構や組織の改善、発展の通が開ける、という主張で、かれの意中にあつたもの

、理念に依拠したものだったが、力点は最後の点（執行部の指導力強化）にあり、大衆組織化の具体的方法を提起するものではなかった。

96) 升味『現代政治』（下）、509-514頁。こうして社会党の国会議員レベルでの左右バランスは右派の半分が離党した結果、大きく左に傾く。が、その後、かつての「左派」の一部（鈴木派・江田グループ⇒江田派）が今度は「右派」の主要構成員となるという形で「原則主義（左派）対現実主義（右派）」の対立が繰り返され、同じく激しく展開してゆく。60年代前半には、それは「構造改革」論争というかたちを取った。60年以降の展開、そこでの組織問題については、別稿に譲りたい。

は、統一社会党の綱領を、もとの左派社会党の綱領の線へ復元させることであつた。そのため、前述の西尾論文とは全く左右相呼する関係となり、社会党そのものの性格が論争の組上にのせられることになつたのである。⁹⁷⁾

V. まとめと展望

以上に叙述してきたところから差し当たり導き出される結論を整理すれば以下のようになる。

- (1) もともと、「大衆組織政党理念」には、2つの要素が含まれている。ひとつは、党支持者をできるだけ多く党員として組織化し、支持を恒常的安定的なものにする、という要素である。もうひとつは、党の日常活動を積極的に担う活動家を育成し組織活動を充実させるという側面であり、「活動家中心の党」という理念がこれであつた。機構改革審議会の諮問委員会が提出した第1次答申案の組織理念は、この両側面を包括した「大衆組織政党理念」である⁹⁸⁾。しかしながら、再統一から60年までのこの時期、「活動家中心の党」建設という側面が前面に押し出されていった。「大衆組織政党」理念のうち、「活動家中心の党」という側面だけが公式には受け入れられる結果となり、「できるだけ多数の支持者を党員として組織する」という側面は後景に退いてしまったのである⁹⁹⁾。

97) 『社会党15年史』(下)、34頁。以上の展開について、当時の組織部長松井政吉の回顧録も述べる。

「第14回大会は……抜本的な党の組織機構を改革するための全党的な機構改革審議会を設置することを決めた。この組織機構の改革論は……派閥を越えた、党の体質改善から出発し、機構改革の口火となつたのであるが、これが後に於ける再建論争に発展し、派閥形成の基礎になつたのであるから誠に情けないことである」(松井政吉『戦後日本社会党私記』、96頁)。

98) 自民党においても同様である。森本編著『システムと変動の政治学』、6-8頁参照。

99) 2つの側面を包括した「大衆組織政党」理念が社会党の公式の組織論として復活するのは、「現実主義化」の道を進みつつあつた1970年代も終わりに近づいてからであつた。飛鳥田執行部時代の「100万党建設構想」、土井執行部時代以降の「協力党員制度」がそれである。この点に関連して、加藤宣幸も20年後の回顧で、本来の機構改革構想が部分的実現に終わったことがもつ問題性と構想復権への期待感を述べている。「ところが、こういう考え方は、戦前の無産運動以来の伝統的な組織論にたつ浅沼書記長はいうまでもなく、階級政党論を主張する立場の人々からも、「二重党員制」の陰謀だというような強い批判をうけ、活動家党員を軸にした大ノ

- (2) それとともに、組織問題（大衆組織政党建設）への具体的取り組みが進まないうちに、党内政治過程の支配的争点は「社会主義革命＝原則主義」と「政権獲得＝現実主義」という「基本路線」の対立を中心とするものとなり、大衆組織政党建設の具体策という問題はほとんど党内政治過程の主要課題から外れてしまった。より正確に言えば、組織建設という相当程度に技術的問題が原理的対立およびそれと不可分に絡み合う派閥対立を活性化させる燃料となってしまった。その結果、党内の関心とエネルギーは具体的な組織建設の技法と言う地味な問題から逸れて行ったのである。
- (3) 要するに、55年体制初期の社会党において、ひとつには、「大衆組織政党理念」が包括的な形ではなく、部分的な形でしか公式には受容されなかったこと、ふたつめに、組織問題そのものが党内政治過程の主要争点から外れて行ったこと。本稿が明らかにしたのは以上2点である¹⁰⁰⁾。

、衆的な党組織の建設という大胆な構想提起は潰えてしまい、いわゆる「機構改革」の諸提案が、その前提になる組織論構想を否定されたまま部分的に実現されていったのです。「社会党が100万人の党を、社民連も大衆的な党建設を目指すのだとすれば、いつの日か江田さんとわれわれが構想したようなものが、追求されるようなことがあったときは、構造改革路線の提起と同じような意味で組織論の分野でも、その先見性を評価されるのかも知れません」（加藤宣幸「『機構改革』の時代」、292-293頁）。

- 100) 筆者は自民党の組織問題を論じた旧稿（森本「政治における「理念」の運命」）において、社会党の場合に言及し、「本稿の対象外であるが、社会党もまた「近代大衆組織政党」の理念の拘束を受けていた。それどころか、社会党の場合こそ、「大衆組織政党」規範意識の呪縛力は一層強く、そしてそのもたらした逆効果も一層強かったのではないかと考えられる」と述べたことがある（240頁注4）。しかしながら、本稿での以上のような結論を踏まえれば、上記旧稿でのこの記述は、「社会党は1960年以降、「大衆組織政党理念」の半面、すなわち「活動家中心の党」という理念に強く呪縛され続けた。そして、それがもたらした逆効果も一層強かったのではないかと考えられる。その呪縛が緩み、「大衆組織政党理念」の全体（多数の党員の組織化という側面と活動家の重視という側面を包含）が規範として公式に党全体に受容されるのは漸く1970年代後半以降だった」という形（仮説）に修正されねばならない。この仮説の検証は構想中の本稿統編「1960年以降の社会党における組織問題」（仮題）において行いたい。

【参照資料・文献】¹⁰¹⁾

- ① 社会党による刊行物 (党史, 資料集)
 - 矢尾喜三郎編『日本社会党史』(下) 日本社会党史編纂会, 1962年⇒『社会党15年史』と略記 (注) 矢尾喜三郎は社会党総務局長
 - 日本社会党結党20周年記念事業実行委員会編『日本社会党20年の記録』 日本社会党機関紙出版局, 1965年⇒『社会党20年史』と略記
 - 月刊社会党編集部『日本社会党の30年』(2) 日本社会党中央本部機関紙局 (社会新報), 1975年 (全3巻) ⇒『社会党30年史』と略記
 - 日本社会党結党40周年記念出版刊行委員会編『資料 日本社会党40年史』 日本社会党中央本部, 1987年⇒『社会党40年史』と略記
 - 日本社会党50年史編纂委員会編『日本社会党史』 社会民主党全国連合, 1996年⇒『社会党50年史』と略記
- ② 社会党および関係団体の機関紙・誌
 - 『月刊社会党』
 - 『社会新報』
 - 『社会主義』(社会主義協会機関誌)
- ③ 当事者・関係者の公刊された回顧録・手記
 - 江田三郎『新しい政治をめざして』 日本評論社, 1977年
 - 岡崎次郎『マルクスに凭れて六十年』 青土社, 1983年
 - 加藤宣幸「『機構改革』の時代」『江田三郎』刊行会編『江田三郎——そのロマンと追想』 同刊行会, 1979年
 - 貴島正道『構造改革派——その過去と未来』 現代の理論社, 1979年
 - 清水慎三『戦後革新の半日陰 日本型社会民主主義の創造をめざして 回顧と対話』 日本経済評論社, 1995年
 - 高橋 勉『資料 社会党河上派の軌跡』 三一書房, 1996年
 - 船橋成幸『証言』戦後半世紀の政治過程』 明石書店, 2001年
 - 松井政吉『戦後日本社会党私記』 自由社, 1972年
- ④ 同時代の観察者・関係者による刊行物

101) 本稿の脚注における引用箇所表記について2点注記しておきたい。①『朝日新聞』は、朝刊記事については「日付」のみを、夕刊記事については「日付・夕刊」と記している。②『社会党15年史』(下)からの引用頁数は、とくに注記しない限り、同書「記事編」の頁数を示す。同書「年表・資料編」からの引用については「〇〇頁(年表・資料編)」と記している。ちなみに同書は「記事編」「写真編」「年表・資料編」の3部構成で、それぞれ独立して頁数を表記しており、全体を通しての頁数表記がない、という造本になっている。

梁田浩祺『日本社会党』朋文社, 1956年

小山弘健・清水慎三『日本社会党史』芳賀書店, 1965年

⑤ 当時の一般紙・雑誌

『朝日新聞』（縮刷版）

『文藝春秋』

⑥ 研究書・論文

岡田一郎『日本社会党——その組織と衰亡の歴史——』新時代社, 2005年

木下真志『転換期の戦後政治と政治学——社会党の動向を中心として——』敬文堂, 2003年

中北浩爾「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大——日本社会党（1955—1964年）を中心として」『国家学会雑誌』106巻11・12号（1993年12月）

升味準之輔『現代政治 1955年以後』（下）, 東京大学出版会, 1985年

森本哲郎「政治における「理念」の運命——55年体制下の自民党「組織」問題を素材に——」『奈良法学会雑誌』8巻3・4号（1996年3月）

森本哲郎編著『システムと変動の政治学』八千代出版, 2005年

⑦ その他

『明治／大正／昭和／平成 物価の文化史事典』展望社, 2008年

【付記】 本研究は平成21年度（後期）関西大学研修員研修費によって行なったものである。